

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
出入国管理及び難民認定法	-	-	-	我が国の活力を維持するという観点から、国内の労働力の活用を図りつつも、専門的、技術的分野において外国からの人材受け入れを促進することが必要とされており、外国人の優秀な人材を受け入れるための環境を一層整えていくことが重要である。また、現在は専門的、技術的と評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについても、国民生活に与える影響を勘案し、総合的な観点から検討する必要がある。	外国人課					z10001	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	技能実習修了生の国内での就労の途を開放	5074	5074002		G17	株式会社スタッフサービス・ホールディングス	2	A	技能実習修了生の国内での就労の途を開放	現行制度では、3年で帰国しなければならぬが、一定水準以上の技能を習得(公的機関等の一定の資格を取得)した者に対しては、滞在資格を付与し引き続き国内において就労可能とする。	認定資格取得のための支援(教育・情報提供)を行うとともに、制度の積極的な活用を実習生・受入企業双方に促す。	3年を超えて国内での就労が可能になれば、将来のキャリアビジョンより逆算して、長期スパンでの研修計画が設定可能となり、現行制度下での実習より高水準の技術が習得でき、母国の産業の発展に一層高いレベルで貢献することが可能になると思われる。	出入国管理及び難民認定法第七条第1項第2号の基準を定める省令 技能実習制度に係る出入国管理	添付資料「海外からの研修・技能実習生の受入構想について(案)」P4、P6 ターン2参照
出入国管理及び難民認定法	-	-	-	我が国の活力を維持するという観点から、国内の労働力の活用を図りつつも、専門的、技術的分野において外国からの人材受け入れを促進することが必要とされており、外国人の優秀な人材を受け入れるための環境を一層整えていくことが重要である。また、現在は専門的、技術的と評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについても、国民生活に与える影響を勘案し、総合的な観点から検討する必要がある。	外国人課					z10001	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習修了後の就労ビザ取得制度の創設(就労ビザの要件緩和))	5119	5119003		G17	テンプスタッフグループ	3	A	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習修了後の就労ビザ取得制度の創設(就労ビザの要件緩和))	現在、技能実習修了後の日本での就労は認められていないが、技能実習修了生のうち、ある一定の高度スキルを持つものあるいは公的資格を有するものに対し、正規の就労ビザを取得できるものとする。	技能実習修了生のうち優秀な人材に対して、高度人材として正規のビザを発効することにより、日本経済の発展及び、世界の開発途上国の発展につながる。	優秀又は高度な人材を研修制度に基づき受け入れた場合であっても、技能実習終了時には雇用契約を終了させなくてはならない。後継者問題(特に特殊技術や伝統工芸分野等)を抱えている国内企業においては、修了生のうち優秀又は高度な人材については、就労を可能とするニーズが非常に大きい。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成十五年法務省告示第四百一十一号) 技能実習制度推進事業運営基本方針(平成十五年四月五日労働大臣告示、平成十六年四月十九日改正)	
出入国管理及び難民認定法	-	-	-	我が国の活力を維持するという観点から、国内の労働力の活用を図りつつも、専門的、技術的分野において外国からの人材受け入れを促進することが必要とされており、外国人の優秀な人材を受け入れるための環境を一層整えていくことが重要である。また、現在は専門的、技術的と評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについても、国民生活に与える影響を勘案し、総合的な観点から検討する必要がある。	外国人課					z10001	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し(就労ビザの優先発給)	5124	5124003		G17	株式会社フルキャスト	3	A	外国人研修・技能実習制度の見直し(就労ビザの優先発給)	技能実習終了後、優秀な技能実習生に対して就労ビザを発給し、引き続き日本で就労ができるようにする。		研修生の帰国後、技術取得の期間が短期間の為、母国での就労が困難なことから、習得した技術を生かす為には経験年数が重要となる。これを支援する為、優良な研修生に対し、就労ビザの発給を緩和し、元受入れ企業での実務経験をつませる必要がある。	技能実習制度推進事業運営基本方針 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	
	-	-	-		外国人課					z10002	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	(財)国際研修協力機構が行う業務の民間開放	5056	5056001		G19	マンパワー・ジャパン株式会社	1	B	(財)国際研修協力機構が行う業務の民間開放	研修・技能実習制度の運営において、(財)国際研修協力機構が行う研修生の紹介、入管関係の諸手続、日本語教育や生活への各種支援等の業務を当社に民間開放する。さらに、当社が相手国の送出機関、我が国の第一次受入機関となることを許可して欲しい。	(財)国際研修協力機構が行う研修生の紹介、入管関係の諸手続、日本語教育や生活への各種支援等の業務に加え、当社が相手国の送出機関、我が国の第一次受入機関となることで、研修生の受入企業及び研修生に対するワンストップサービスを行う。	研修・技能実習制度の運営を、当社がその知見やノウハウを生かして、ワンストップサービスで行うことで、研修生の受入企業に対して、サービスの効率化によるコストダウンとサービスレベルの向上を同時に実現することができる。また、研修生に対しても、能力開発の知見を生かして、きめ細かい相談に応じ、日本での技能習得をより効果的なものにする。さらに、技能実習生が帰国後に就職できないという課題に対しても、当社の持つ世界的ネットワークを利用することで、帰国後の就業を容易にすることができる。これらにより、研修生は、日本でより高度な技能を学ぶことができ、かつ、帰国後にも日本で習得した技能を大いに活用することができる。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(法務省告示) 技能実習制度推進事業運営基本方針	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要項事項(事項名)	要項主体管理番号	要項事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要項主体名	要項番号	要項種別(規制改革)	要項事項(事項名)	具体的要項内容	具体的事業の実施内容	要項理由	根拠法令等	その他(特記事項)
-	-	-	-	-	外国人課					z10002	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	(財)国際研修協力機構担当業務の民間開放について	5073	5073001		G19	株式会社メイテック	1	B	(財)国際研修協力機構担当業務の民間開放について	(財)国際研修協力が担当している研修・技能実習生の斡旋業務、および対象者への研修支援、相談等を民間開放することにより、透明性を高めることが可能となる。当社は既にアジア圏での教育事業も実施しており、第一次受入機関としての資格を十分に満たしていると考えられる。	人材に関しては長年蓄積したノウハウを保持しており、当社の教育研修カリキュラムや労務管理のノウハウを活用、海外での受入機関となることで、研修・技能実習生の送迎・受入に関する業務、および対象者への研修支援、相談等のサービスをより透明な形で拡充することが可能。	既にアジア圏において複数の教育機関を保持しており、さらに日本での労務管理サポートも可能である。これらのノウハウを活用することにより、対象者および各企業に対するワンストップサービスが可能になり、効率化および品質向上に繋がる。さらには、弊社の強みであるキャリア形成支援を、研修・技能実習生にも提供することで、技術移転による国際貢献という制度の目的を、より効果的に達成することができる。	技能実習制度推進事業運営基本方針	
-	-	-	-	-	外国人課					z10002	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人技能実習制度推進事業の民間開放	5074	5074001		G19	株式会社スタッフサービス・ホールディングス	1	B	外国人技能実習制度推進事業の民間開放	(財)国際研修協力機構が行う事業の民間開放。そして、人材派遣会社が研修・技能実習受入団体としての活動を可能にすること。	研修・技能実習制度において、人材派遣会社が第一次受入機関となる。加入で、(財)国際研修協力機構が行う研修生の斡旋、研修・技能実習内容へのアドバイス、評価などの業務を民間開放し、人材派遣会社が担う。これにより、制度を利用している企業に対して、ワンストップ・サービスを提供する。海外においては、当社ネットワークを活用し、現地政府・人材会社・教育機関等と連携し、人材の募集・教育を行い、国内においては研修・技能実習生に対する生活・就業上の支援・相談、在留資格の管理、また帰国後の母国における就職支援を実施。一方、受入企業に対しては適切な就業条件・環境を確保するための指導・助言を行い、制度の円滑かつ適正な運用をサポートする。	人材派遣会社の有する就業者と受入企業とのマッチングを行うノウハウ、また就業後のカウンセリングのノウハウ、及び、就業者と受入企業の大量の情報をデータベースにより一元管理するノウハウを活用することにより、現在、第一次受入機関と(財)国際研修協力機構が担っている、業務をワンストップで行うことで手続きを簡素化し、効率化することができる。かつ、サービスレベルを向上させることができる。これにより、研修・技能実習制度の活用拡大及び、円滑な運用に寄与することが可能であり、実習生の母国の産業の発展により寄与することができる。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成十五年法務省告示第四百一十一号)、技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正)	添付資料「海外からの研修・技能実習生の受入構想について(案)」P3-6参照
-	-	-	-	-	外国人課					z10002	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の管理・運営事業の民間開放	5101	5101001		G19	アデコ株式会社	1	B	外国人研修・技能実習制度に係る管理・運営事業の民間開放	現在、厚生労働省ほか各関係省庁が、財団法人 国際研修協力機構(JITCO)に委託している。外国人研修・技能実習制度に係る事業の民間開放を要請する。厚生労働省からの技能実習制度推進事業の委託をはじめ、外国人研修・技能実習制度の管理・運営に係る、国からの事業委託がJITCOのみに集中している。事業、この制度に係る広報啓発、助成支援、助言指導、相談援助など、民間人材派遣会社が担うことができるサービス業務について、JITCOが独占している状態である。これら国からの事業委託について、弊社を含む民間人材派遣会社にも公平に機会を与えるべきである。さらに、現在商工会議所・商工会、事業協同組合等の中小企業団体、公益法人などが担当している「団体監理型研修」についても民間開放を要請する。具体的には、弊社ほか民間人材派遣会社が、外国人研修生の受け入れから、指導・監督下にある企業・団体への斡旋紹介まで行うことができるよう、制度を開放すべきである。	外国人研修生・技能実習生の受け入れに関する相談 技能実習を予定する研修生の斡旋紹介 入国・在留関係手続きの支援 技能実習への移行の受付・評価・支援 日本語教育を含む、研修・技能修得計画作成の相談、および計画実施に関する助言・指導 研修生・実習生向け相談(日本での生活・健康・安全面での支援・指導)、等。	厚生労働省からの技能実習制度推進事業の委託をはじめ、外国人研修・技能実習制度の管理・運営に係る、国からの事業委託がJITCOのみに集中している。これらの事業費には、国庫補助金、および国からの受託金が充てられており、サービスの民営化、もしくは民間委託によってもたらされるコスト削減効果は大きいと考えられる。さらに、現在中小企業団体や公益団体などが担っている「団体監理型研修」についても、弊社ほか民間人材派遣会社が管理・監督することで、業務の効率化が期待できると考えられる。つまり、弊社としては、外国人研修生の受け入れから紹介斡旋、さらには受け入れ企業の指導・監督までを含む、いわゆるワンストップ・サービスを提供することで、JITCOより効率的なサービスを提供できると考える。また、弊社の持つキャリア形成支援のノウハウを活用して、日本での研修・技能実習をより効果的なものとするできると考える。	技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正)	
-	-	-	-	-	外国人課					z10002	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習推進事業等の民間開放、受入機関の民間人材派遣会社への開放)	5119	5119001		G19	テンブスタッフグループ	1	B	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習推進事業等の民間開放、受入機関の民間人材派遣会社への開放)	関係各省から研修・技能実習制度に関連する事業が(財)国際研修協力機構に委託されている。当該制度は、民間人材派遣会社が従来からあるその機能を持って十分担うことができると考えられるため、民間人材派遣会社に団体監理型研修受入機関として当該業務を民間開放することを求める。	ワンストップサービスとして、研修・技能実習生の募集から実習終了後の就職支援、入国前の日本語教育の強化、入国後の生活、教育、労務管理、技能実習への移行手続、技能実習計画の評価、受入企業の環境整備指導等民間人材派遣会社の知識、実績を活かし、国際人材の育成を行う。	研修生・技能実習生が期間中又は期間終了後に逃亡・失踪することがある。また受入企業で十分な労務管理ができていないことで、日本語及び日本生活習慣等の教育の不徹底などの問題から、不法滞在を招く(結果にもなっている)。これは、(財)国際研修協力機構を中心とする制度運営が不十分であることを示しており、民間人材派遣会社が知識、実績を生かし、責任を持って、研修生の募集から労務管理、研修などの業務を行うことで、問題が解消されると考える。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成十五年法務省告示第四百一十一号)、技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣公示、平成十六年四月十九日改正)	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
					外国人課					z10002	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し(研修・技能実習制度の民間開放)	5124	5124001		G19	株式会社フルキャスト	1	B	外国人研修・技能実習制度の見直し(研修・技能実習制度の民間開放)	現在、(財)国際研修協力機構が国からの委託を受けて行っている研修・技能実習に対する業務(送出し・受入れの推進、日本語教育の促進、研修生・技能実習生の生活の安定、技能の修得と帰国後の能力発揮の支援等)の民間開放を要望する。 また、人材派遣会社による研修生・技能実習生の日本への受入れと、企業への人材紹介・派遣が可能となる制度改革を要望する。	(財)国際研修協力機構が行っている業務を含め、人材派遣会社が外国人研修・技能実習制度に関するあらゆる業務を担う。具体的には、同機構が行っている業務を人材派遣会社が担った上で、企業への紹介・派遣を前提とする人材派遣企業も企業単独型の受入の際の企業となること、人材派遣企業も団体管理型の受入団体になることとの両者を可能とすることで、クライアント企業へのワンストップサービスとサービスの向上を図るとともに、研修・技能実習の効果が高めることで相手国への国際貢献の向上を図る。	従来の受入れ体制では(財)国際研修協力機構や限定された受入れ団体からの紹介が主で、多くの研修生受入れを希望する企業の要望を満たしているとは言い難い。派遣会社である当社は技能実習対象職種に当たる多くのクライアント企業を持つことから、多職種にわたる受入れ企業の選定が可能である。また、実際には、研修手当て以外の奨励金等の支払いが受入れ企業に発生しており、結果的に企業の負担コストを増大させるだけでなく、技能教育等、それぞれの企業が教育に必要な経費を圧迫している。派遣会社が、直接受入れ企業に研修生を派遣することで企業のコスト負担が軽減し、(その他欄へ続く)	技能実習制度推進事業運営基本方針 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	(要望事項続き)企業独自の教育研修費用に充当することも可能となる。また、送り出し機関を派遣会社側で運営する事で、受入れ企業の業務に即した教育研修を行う事が可能となる。このように、当社が制度を運営することで、サービス向上を行うことができる。
	外務省は当該国家資格試験業務を所管していない。									z10003	全省庁	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	5026	5026001			(株)アイイーシー	1	B	独立行政法人並びに、政府管掌の公益法人、社団・財団法人等が運営実施している国家資格試験業務の、民間への委託開放を希望致します。	国家資格試験の受付事務から採点処理・合否判定・通知業務までの一連の作業業務は、民間で十分に対応出来る内容であり、且つ効率、効果的な運用が大幅に改善できると認めます。 管理栄養士・社会福祉士・衛生管理者(厚生労働省)、行政書士(総務省)、国内旅行業取扱主任者・一般旅行業取扱主任者・マンション管理士・管理業務主任者・宅地建物取引主任者(国土交通省)、危険物取扱者(消防庁)の試験業務の規制撤廃および民間への業務開放を希望致します。	試験業務に付随する一切のアウトソーシングを事業主体として取組んでおります。	政府管掌でなくてはならない明確な事由が見当たらないこと、民間に出来ない事由が明確でない事による国家資格試験の民間開放を要望致します。	全省庁で定められている国家試験ごとの、省令等により、公益法人、資格認定事業団体でしか、取り扱いが出来ないもの、各資格の業法および、法律	法律等で指定された資格認定事業者以外でも、取り扱いができる国家試験業務の事務負担の民間への開放および規制の緩和・撤廃を要望致します。
				外国人の受入れに関する政策と在住外国人に関する政策については各省庁がそれぞれの施策を実施しているところであるが、政府部内でこれらの政策に横断的に対応する体制を整備する必要がある。	外国人課	各省庁がそれぞれの施策を実施する現状から脱し、政府部内で外国人の受入れに関する政策と在住外国人に関する政策に横断的に対応する体制を整備する必要があるとの貴省認識に沿った具体的な施策の有無や実施時期についてお示し頂きたい。また、無いとすれば施策の実施を妨げる要因をお示し願いたい。			外国人に係る問題は政府部内の様々な省庁にまたがるため、省庁横断的な対応をとる必要があり、先ずは在住外国人の実態(居住実態、家族状況、社会保険加入、納税状況、義務教育年限の子どもの就学実態等)を捕捉する外国人の在留管理システムの構築が必要である。(当省は、2005年7月に設置された外国人の在留管理に関するワーキングチーム会合を通じて、外国人の在留管理システムの構築を関係省庁に強く働きかけており、同会合において検討されているところである。)	z10004	内閣官庁・外務省	外国人に関する総合的な政策推進体制の整備	5057	5057005			外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	5	A	外国人に関する総合的な政策推進体制の整備	日本経団連の提言(2004年4月20日付「外国人受け入れ政策に関する提言」)における「国と地方自治体が一体となった整合性のある施策の推進」で提言されているような、外国人の受け入れに関する政策と在住外国人に関する政策の総合調整する組織を内閣官庁あるいは内閣府に設置するとともに、将来的には、外国人政策に関する政策を一元的に担当する省庁(例えば「外国人庁、あるいは「多文化共生庁」)を設ける。	国、都道府県及び市町村が、一体となって外国人政策に取り組めるようになるには、縦割りの省庁の構造のままでは困難であって、政府内部に外国人政策を一元的に扱い、省庁間の調整を行う組織を設置することが重要である。	内閣法及び外国人労働者問題関係省庁連絡会議(覚書)		
		c		個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。		要望元からの下記意見を踏まえ、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。海外における調達・支払業務において既にクレジットカード決済を導入していることは理解できる。しかし、今回要望している内容は、諸外国のように国内における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムを活用したコスト削減や業務効率化である。既に既存の会計機関により適正な運用が行われているとのことであるが、再度諸外国の導入事例等をご確認いただき、国内の調達・支払業務についてもご検討いただきたい。 また、金融庁・財務省からの回答がある通り、「物品調達・物品管理、謝金、諸手当・補助金及び旅費の各業務」システム最適化計画により、物品調達・支払業務が電子化される予定であれば、その計画の中でクレジットカードシステムの導入についてもご検討いただきたい。		個々の支出における公私の区別、支出の管理の徹底、カードの紛失やカード情報流出の危険性、さらに途上国などにおけるカード利用の限界等に鑑み、クレジットカードの利用を一律に導入することは困難。	z10005	全省庁	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	5075	5075002			クレジットカード普及連絡会(クレジットカード会社29社 別紙参加カード会社社名一覧ご参照)	2	A	政府における物品調達・支払業務におけるクレジットカードシステムの導入	諸外国と同様にクレジットカードシステムを導入した。政府における物品購入・支払システムを実現し、政府の物品調達・支払いに関するコスト削減や業務プロセスの効率化を実現いただきたい。については、会計法や予算決算及び会計令等において、本要望を妨げる規定がある場合は、その規定をご指摘いただくとともに制度を改正いただきたい。	各府省庁において実施されている、物品調達・支出の一連の業務プロセスにクレジットカードシステム(政府購買専用カード)の発行、決済スキームの活用、共同アウトソーシングシステムの構築等)を導入する。まずは、いくつかの府省庁で実証実験を行い効果を確認。効果が認められた場合は、その他の府省庁に順次拡大する。	諸外国では、既にクレジットカードシステムを導入し、政府物品調達・支払業務におけるコスト削減・効率化において大きな成果を上げてきている。米国では年間14億ドル、イギリスでは年間1億ドルのコスト削減効果があると推定されている。従って、日本においても物品調達・支払業務にクレジットカードシステムを導入することによる、コスト削減・効率化効果が見込めるものと考えられるため、関係府省において検討をお願いしたい。	会計法(第10条～第28条)、予算決算及び会計令(第38条～第63条)、契約事務取扱規則(第1条～第27条)	[ご参考]クレジットカードシステムを導入している諸外国(米国、イギリス、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オーストラリア、香港、韓国、ニュージーランド、シンガポール、台湾、タイ、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、コスタリカ、ペルー、トルコ等) 物品調達に限定するものではなく、政府からの様々な支出においてクレジットカードシステムを導入している国々	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)
外務省設置法第4条第13項、出入国管理法及び難民認定法第6条第1項	現在、計62の国・地域に対して短期滞在査証免除を実施している。	C	IV	一般に短期滞在査証の免除は、二国間の人的交流の促進に加え、犯罪対策、出入国管理等の観点から総合的に検討し、個別に判断を行っており、個別の来日の目的によって短期滞在査証免除を実施することは困難であるが、短期滞在に係る査証発給の手続きの簡素化、迅速化については既に取り組んでおり、引き続き努力してまいりたい。韓国に対する短期滞在査証免除については、明年2月28日まで暫定的に実施しているところであるが、明年3月1日以降の対応については、愛知万博期間に合わせた査証免除全体の実施結果及び我が国における犯罪状況等を踏まえて総合的に検討する考えである。	外国人課	昨年5月及び12月に、韓国による観光目的での我が国への入国に際して、在留資格「短期滞在」に対応する査証の免除が恒久化するとの新聞報道に接しているところ。現時点における貴省見解をお示し頂きたい。	b		韓国人に対する3月1日以降の対応については、愛知万博期間に合わせた査証免除全体の実施結果及び我が国における犯罪状況等を踏まえて総合的に検討を行っているところであり、現時点でその見直しにつきコメントを行うことは困難である。	z10006	警察庁・外務省	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	5085	5085007			東京都	7	A	外国人旅行者に対する査証手続きの緩和	観光目的で来訪する旅行者に対しては、一定要件(出入国管理及び難民認定法別表第一に掲げる「短期滞在」の場合、往復予約済航空券を所持している場合等)の下での査証の免除を行うこと。韓国から観光目的で来訪する旅行者に対する一時的な査証免除については、将来的にはその恒久化を図ること。		日本を訪れる外国人旅行者は、日本人海外旅行者の4分の1に過ぎなかったという状況に対し、都は、千客万来の世界都市・東京の実現を目指して、「東京都観光産業振興プラン」を策定し、外国人旅行者を増加させるための具体的な施策を展開している。今後、外国人旅行者数の拡大を図るためには、不便を来している現在の査証制度を改善することが必要である。	出入国管理及び難民認定法 外務省設置法	
出入国管理及び難民認定法				海外企業と我が国企業との契約に基づき入国する専門的・技術的分野の外国人についても入国・在留が可能となるよう、検討を行っている。	外国人課					z10007	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	海外企業から我が国企業に派遣される長期出張者向けに在留資格の整備	5109	5109006			(社)関西経済連合会	6	A	海外企業から我が国企業に派遣される長期出張者向けに在留資格の整備	我が国の工場等に導入された設備・装置の確認を行う技術者等、実質的に就労を目的として上陸する長期出張者向けに、現行の短期滞在査証及び資格の最長期間である90日を超え、180日程度の在留を可能とする査証(有効期間内は複数回の出入国が可能複数査証)や、資格を整備して頂きたい。また、その際に我が国の関係官署にて必要とされる手続きや、許可にかかると時間等については、「技術」など、1年または3年の在留を認める資格との比較において軽減される形で諸法令を整備して頂きたい。		我が国に拠点を有さない企業に所属する外国人が出張ベースで上陸するに当たっては、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」等の資格取得は申請から許可に至る手続に無用の手間と時間を要することから回避し、「短期滞在」資格での出入国を繰り返すケースがあると考えられる。双方の資格の抜開を埋める意味で180日程度の在留・就労が可能となる査証・資格を新たに整備することが、送し側と受け入れ側の何れにとっても便益に違い、長期出張者の我が国における法的地位の安定を図ることにもつながると期待される。	規制改革・民間開放推進三か年計画(改定) 2.別表第1 出入国管理及び難民認定法第2条の1項第2号の基準を定める省令 第3次出入国管理基本計画 諸外国との租税条約 所得税法 労働基準法 国民健康保険法 国民年金法	
出入国管理及び難民認定法				我が国の活力を維持するという観点から、国内の労働力の活用を図りつつも、専門的・技術的分野において外国からの人材受け入れを促進することが必要と考えられており、外国人の優秀な人材を受け入れるための環境を一層整えていくことが重要である。また、現在は専門的・技術的分野と評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについても、国民生活に与える影響を勘案し、総合的な観点から検討する必要がある。	外国人課					z10008	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	専門的・技術的分野の労働者の範囲の見直し	5109	5109007			(社)関西経済連合会	7	A	専門的・技術的分野の労働者の範囲の見直し	外国人が我が国において、外食産業(ウェイター、ウェイトレスなど)、観光産業(ツアーガイドなど)、介護産業(介護福祉士、ホームヘルパーなど)等のサービス業に従事することができるよう、一定の公的資格の取得、実務経験、日本語能力を身に付けていることなどを条件とした在留資格の新設、或いは現行の在留資格「技能」の範囲の拡大を図って頂きたい。		例示した各産業における労働は対人サービスであることから、機械化等による効率化が著しく困難である一方、労働力供給の不足も認められ、外国人留学生・就学生による資格外活動(アルバイト)をもつて需給ギャップが一部埋められているとの指摘もある。また、外国人の在留が長期化・定住化傾向を示すと共に、国を挙げての戦略を進めた結果として観光目的での外国人の入国も増加する中で、受け入れ国としての環境の整備も急務である。	出入国管理及び難民認定法第2条の1、別表第1 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令 第3次出入国管理基本計画 平成17年版通商白書 ビジット・ジャパン・キャンペーン	現在の在留資格は我が国の実態に見合っていない面がある。専門的・技術的分野の労働、いわゆる単純労働との二分法から脱し、いわゆる中間技能を有する外国人の受け入れを検討するなど、全体を見直すべきと考えられる。
				いわずの天下り問題については、国民からの強い批判があることを真摯に受け止め、政府全体として取り組むべき問題であること、早期退職慣行の是正など、緊次の閣議決定等に基づく適切な取組を進めていく必要があると考えている。		要項から以下のような再見直しが求められていますので再検討をお願いします。(1)国家公務員法第103条第2項で「職員は、退職後2年間は、営利企業との密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない。」としていますが、2年間であること根拠があるわけではなく、また再就職による関連企業等への利益誘導事例が先般日本道路公団を舞台にありました。役員者については年限を設けずに禁止することが必要な事例です。例えば、財務省の役員者が、現に「J」の役員者として天下っています。例えば現「J」会長は財務省元主計局長であり、副社長の一人は元逓信局長であるなど、行政機関が管理監督権限を有する企業に迂回して就職していることは、適着を生み、利益誘導を有する可能性が否定できないので、行政の公平性を損なわせないために、天下りによる関連企業等への利益誘導が絶対に起こらないような保証制度が創設されない限り、役員者については年限を設けずに禁止することが必要です。(2)省庁の幹部職員が、定年前に辞め、管理監督権限を有する企業に行政機関に		いわずの天下り問題については、国民からの強い批判があることを真摯に受け止め、政府全体として取り組むべき問題であること、早期退職慣行の是正など、緊次の閣議決定等に基づく適切な取組を進めていく必要があると考えている。	z10009	全省庁	行政機関の役員退職職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	5110	5110014			特定非営利活動法人「子ども無煙環境を推進協議会	14	A		行政機関の役員退職職者が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体に就職することを禁止する	行政機関(例えば財務省)の退職者(役員)が、その行政機関が管理監督権限を有する企業や関連団体(例えば「J」やたばこ協会、販売組合など)に就職することは、天下りであって適着を生み、行政の公平性を損なうので、禁止することが必要である。	行政と、管理監督される側は、天下りな人事を通して適着の事例が多くあるので、公平性と透明性のために、禁止が必要である。	人事院等の法令	近年、最近も、天下りによる不祥事が多く見られることから、この禁止が行政改革上からも必須である。	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)		
				無制限な債権の譲渡は、国の債務権利関係を複雑化し(債主が特定できなくなる)、過剰な負担を生じせしめる可能性があるが、外務省としては、全庁で統一した対応がされるのであれば、検討可能。		省庁間での統一した対応を願いたい。			外務省としては、全庁として統一した対応がされるのであれば検討可能	z10010	全庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	5118	5118006			社団法人リース事業協会	6	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。				本年6月に同要望を提出したが、各省庁の対応が異なり、引き続き、統一かつ早急な対応が求められる。		
出入国管理及び難民認定法				フィリピンとの間では、昨年11月に経済連携協定の大筋合意を行い、看護・介護分野におけるフィリピン人看護師・介護福祉士候補者を受け入れることで、現在交渉中である。今後、協定発効に向けて鋭意努力していく所存である。	外国人課					z10011	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	フィリピン人看護師の受け入れ	5118	5118030			社団法人リース事業協会	30	A	フィリピン人看護師の受け入れ	フィリピン人看護師の受入を拡大していただきたい				フィリピン人看護師は国家的に派遣をされており、一定の評価をしよう。日本においては高齢化が進行しており、質の高い看護師の確保は不可欠である。フィリピン人看護師の受入を拡大するため、現行4年の就労制限を撤廃する、または4年以降も延長可能とする、フィリピンの有資格者には一定基準をもって日本の准看護師の資格を付与するなど規制改革を行い、受入を拡大することを要望する。		
出入国管理及び難民認定法				フィリピンとの間では、昨年11月に経済連携協定の大筋合意を行い、看護・介護分野におけるフィリピン人看護師・介護福祉士候補者を受け入れることで、現在交渉中である。今後、協定発効に向けて鋭意努力していく所存である。	外国人課					z10012	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	フィリピン人介護士の受け入れ	5118	5118031			社団法人リース事業協会	31	A	フィリピン人介護士の受け入れ	フィリピン人介護士の受入を拡大していただきたい				フィリピン人介護士は国家的に派遣をされており、一定の評価をしよう。日本においては高齢化が進行しており、質の高い介護士の確保は不可欠である。フィリピン人介護士の受入を拡大するため、「介護士」の在留資格を認めるなどの規制改革を要望する。		
出入国管理及び難民認定法				研修・技能実習制度の対象職種について、送出国及び受入れ企業のニーズ、公的評価制度の確立、国内の労働市場に及ぼす影響等を検証した上で必要に応じて対象職種の拡大を検討していく。	外国人課					z10013	警察庁・法務省・外務省・厚生労働省	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習移行対象職種の拡大)	5119	5119002			テンプスタッフグループ	2	A	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習移行対象職種の拡大)	現在62職種、114作業のみ対象となっている職種を一定条件に達する職種へ拡大することを求める。	技術移転による送出国への国際貢献という趣旨を徹底するため、日本での成長産業(IT分野、サービス分野等)へ職種を拡大する。			現在の技能実習移行対象職種には、IT分野やサービス産業など、現在の日本の成長産業が含まれていない。当該制度の技術移転による国際貢献という意義を明確にするためにも、成長分野への対象拡大を行う必要がある。	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成十六年法務省告示第九十八号、平成十五年法務省告示第百四十一号)技能実習制度推進事業運営基本方針(平成五年四月五日労働大臣告示、平成十六年四月十九日改正)	

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
出入国管理及び難民認定法	-	-	-	()に開し、)日系人に対する適正な在留管理の在り方について、検討を行っていく必要がある。	外国人課					z10014	警察庁・法務省・外務省	日系人の雇用主に対する外国人登録の届出義務化	5119	5119007			テンプスタッフグループ	7	A	日系人の雇用主に対する外国人登録の届出義務化	日系人を雇用している企業に、在籍労働者すべてについて報告義務を課すことを求める。 在留資格証明書の発行手数料を引き下げることを求める。	日系人を採用した場合、本人に代わって雇用主が外国人登録の手続きを行う。そして、雇用主が地方自治体に届出する際に、雇用する外国人の在留資格証明書を添付させる。また、在留資格証明書の発行手数料を当該証明書を発行しやすくなる、それはつまり不法就労者の雇用リスクが回避でき、日系人を多数雇用する業務請負業界の健全化が図れる。	人材派遣業界は、労働者派遣法に基づき適正に運用・検証していく仕組みが確立されている反面、業務請負業界は具体的な法規制が存在しない、そのため、類似請負が横行し、そのチェック機能も働かない、そのため、日系人を活用する業務請負会社は多数存在しているが、不法労働者の活用、社会保険未加入等を防ぐ手段がない。また、在留資格証明書については、発行手数料が1通680円と高く、不法労働者の採用を回避しようとする健全経営企業(又は日系人本人)にとっては負担が重い。	入管法 外国人登録法	
出入国管理及び難民認定法	-	-	-	日系人の在留資格要件については、身分に注目した適格要件という点に加え、我が国内の治安や日本語教育を含め地方自治体等が負っている受入の負担が増大しているという要素も勘案しつつ、検討していく必要がある。	外国人課					z10015	法務省・外務省	日系人の在留資格要件の追加	5119	5119009			テンプスタッフグループ	9	A	日系人の在留資格要件の追加	今後受け入れる日系1世、2世、3世について日本語要件の追加を求める。 日本語要件を満たした日系4世について就労ビザを与える等の対応を求める。 軽犯罪歴のある者の入国停止処置を求める。	日本語教育を実施し、その学費については奨学金制度及び長期就労による奨学金返還免除制度を創設する。 在留資格申請審査時に日本語レベルの認定証等を提出させることで、日本の生活文化に適合させる。 日本の労働力不足を防ぐために、民間企業による健全な受入が可能となる環境を整備する。	現在日本に滞在する日系人及び今後来日する日系人の中には日本語ができて、生活環境全般において不自由である者が多い、これは少年の学校の登校拒否、又は不良化する温床となっている。 日系4世は日本国内で就労できないことになっているが、一部就労させている企業が存在する、また未成年者にも関わらず残業を無視している企業がある、日本国内における日系人の犯罪は多く、これは、犯罪の重さに対する認識の甘さが起因している。また一部の犯罪者の存在により多くの日系人が偏見の目で見られてしまう。	入管法	
コンプライアンス監査システムの導入について規制は行っていない。	現在、コンプライアンス監査システムの導入について規制は行っていないが、今後規制が整備された際には適切に対応する。									z10016	全省庁	コンプライアンス監査システムの導入	5120	5120003			特定非営利活動法人 日本情報安全管理協会	3	B	コンプライアンス監査システムの導入	公務員による不正行為や非倫理的行為を未然に防止し公共サービスのレベルを高めるため、第三者機関による監査システムを導入する。	コンプライアンスに関するアンケート調査を各行政機関ごとに実施し、その結果に基づいて客観的なコンプライアンスレベルを評価、コンプライアンス研修を行うことによりコンプライアンスレベルを高める。このシステムは問題が起きてからの対応ではなくコンプライアンス意識を高めることによる不祥事の予防システムである。	昨今、公務員による不祥事露見が頻発しているが、これを未然に防ぐためには、何よりもコンプライアンス意識を高めることにある。 事後においては、監察組織による対応ということになるが、このシステムは少しでも未然に不正を防ぐことが目的である。	なし	
旅券のオンライン申請は、インターネットを利用して行うシステム。オンライン申請では、お住まいの都道府県の電子申請(汎用受付)システムを利用して、申請データを送信する(申請に必要な書類は別途、郵送による提出(戸籍簿(抄)本等)。電子署名に必要書類を持って旅券事務所に提出し、パスポートを受け取る。	旅券のオンライン申請については公的個人認証サービスの電子証明書をなくすことにより、次のような不正行為が懸念される。 なりすまし:他人になりすまして不正な申請を行う。 改ざん:伝送途中で第三者がデータを書き換える。 送信否認:申請したにもかかわらず、本人がその事実を否認する。 本人が、国際的に認められる所持人の身分証明書であり、旅券そのものの真正性ととも、発給過程の厳格性が確保されてはじめて身分証明書としての価値が認められる公的文書である。 我が国の旅券は、査証免除国が多いことなどから利用価値が高いとして不正利用の標的とされる可能性が高いところ。旅券の偽変造、不正使用の防止はテロや国際犯罪への対策として国際的にも重要視され、バイオメトリクスを利用した旅券の導入が各国で進められており、我が国においても、来年3月以降を目処に国際標準に従ったIC旅券を発行する予定である。 IC旅券は顔画像や個人情報をICチップに記録し、改ざんを事実上不可能にすることにより、旅券自体の偽変造防止機能が実現される。不正使用の防止									z10017	全省庁	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	5121	5121003			日本マルチ ペイメント ネットワーク 運営機構	3	A	利用者サイドに立ったオンライン手続きの見直しによる電子化促進	電子的な手続きを躊躇させる主因と思われる現行の公的認証の取扱い方法の根本的見直しが必要と考え、即ち、現在のように全ての手続きに一律に公的認証を求めるやり方ではなく、手続き毎にリスクの有無ならびに軽重を十分吟味のうえ、問題なしとされる手続きには公的認証なしで簡易に手続きができるような検討を早期にお願いしたい。もちろん情報保護の観点ならびにインターネットという非対面での手続きに伴う必要な確認等の安全を十分考慮したうえという条件付にはなるが、これにより多くの利用者にとりオンライン手続きが非常に身近なものとなり実利用の飛躍的な伸びにつながるものと考え、また、年度毎の利用目標を定め、実利用の推移を利用者に還元すると共に、定期的に利用者アンケートやパブリックコメントを募り、一層の見直しを図る仕組み作りの検討をいただきたい。	現在利用が進まないオンライン手続きに幅広く利用者を呼び込むために、「簡易」に利用できる手続きへの見直し・仕組み作りの検討が必要である。そして、オンライン手続きの普及が実現すれば同時に、手続き時に発生する料金・手数料の電子収納についてのニーズも高まり、申請から納付までの一連の手続きが「トランスポートレス(自宅から移動なし)」、「ペーパーレス(申請書なし)」、「キャッシュレス(現金のやりとりなし)」にて完了するという、行政手続の電子化の目指す最終型への実現に向けて大きな弾みがつくものと思料する。			

該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	管理コード	所管省庁	要望事項(事項名)	要望主体管理番号	要望事項管理番号	分割番号	グループ化番号	要望主体名	要望事項番号	要望種別(規制改革)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	その他(特記事項)	
			1. 要望時に反映できないような電子申告・納付については該当が、今後、要望事項にあるような電子申告・納付を業務を行う場合には適切に対応して	0						z10018	全省庁	モデル事業を活用しての電子政府の推進	5121	5121004			日本マルチペイメントネットワーク運営機構	4	A	モデル事業を活用しての電子政府の推進	モデル事業として運営している財務省の国税電子申告・納税システム(e-Tax)、総務省の総合的なワンストップサービス整備事業(申請・届出窓口の一元化・電子化)のように各省庁の予算要求時等に既存の電子申告・電子納付の取り扱い件数についても年度ごとに目標値を明確化しての計画立案と事後評価を確実に行って欲しい。すなわちモデル事業を現行の予算編成を改革するための試行事例としてのみだけでなく、電子政府の活性化のためにも幅広く活用して取扱い対象の多い電子申告・電子納付の項目については適用することを検討いただきたい。					
出入国管理及び難民認定法				研修・技能実習期間の伸張については、研修・技能実習制度を悪用する事例が見受けられることに留意しつつ、研修・技能実習生の技術レベルの向上及び人材育成を通じた更なる国際貢献の観点から前向きに検討する必要がある。	外国人課					z10019	警察庁・法務省・外務省	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習期間の延長)	5124	5124002			株式会社フルキャスト	2	A	外国人研修・技能実習制度の見直し(技能実習期間の延長)	現在の制度上最長3年の研修期間、技能実習期間を、数年間期間延長する。		技術移転としての国際貢献の位置付けを明確にするためには、最長3年の研修期間、技能実習期間を経て帰国するのではなく、習得した技能を経験し体得する期間として数年の期間延長が必要である。研修生が一定水準の技能に達した後、成熟期間を置く事で、初めて技術の伝承が可能となる。	技能実習制度推進事業運営基本方針 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針		